

清大山東の學田

中村, 治兵衛

<https://doi.org/10.15017/2335106>

出版情報 : 史淵. 64, pp.43-63, 1955-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

清代山東の學田

中 村 治 兵 衛

現代中國には一般民衆の私有地である民田のほか、特殊の土地保有形態がいくつか清朝からひきつがれ、その多くは民國になつて次第に整理されてきたが、近時の土地改革によつて清算されるに至つた。^註今ここでとりあげる學田はその一つであり、「孔子の祭祀および學校經營のための土地」と概括しえよう。^註その内容については、既に古くは清國行政法・台灣私法が、近くは天野元之助博士の支那農業經濟論上巻が略述している。いま天野博士の研究を通じてとらえられた清代の學田の特質をあげると、學田は名義上自由な賣買をゆるされた民田と對比して、名義上自由な賣買を禁じられていた公地の一つであり、その土地の使用収益が學校經營および孔子の祭祀という特定の目的に限定されていることとならう。^註

ところで清代の學田は全体の土地面積のうちどれ位をしめていたかという点、それは清朝政府に登録された田土統計に於ては、ごく僅少なものにすぎない。^註このように量的にみると、殆ど問題とするのにたりないように思われる學田をここでとりあげるのには、いうまでもなく、その特殊な土地保有形態という質的な部面からなのである。そしてこの歴史的な土地制度のもつ特徴は、それが孔子の祭祀および學校經營のための土地であるところにある。ところで中國の王朝政權は徳治という聖俗未分化の立場を標榜し、政治的支配原理としての儒教は官學であることは勿論のこと、恰かも國教のような形をとり、孔子は儒教の開祖として王朝政權の象徴的な地位を與えられ、府・廳・州・縣・衛という行政單位には、孔子を祭つた文廟はなくしてはならないものとされ、學校はほんらい文廟に附屬して設けられたし、孔子の祭祀と學校

とは密接不可分の關係にあつた。こうして學問は教學の形をとり、學校は王朝政權を構成する官僚の養成機關であつたら、孔子の祭祀ならびに學校を維持する財源である學田という土地制度は、學校制度に附隨する土地制度であると共に、王朝の官僚的支配体制の一環としての地位を與えられていたといえよう。そしてここに學田という歴史的な土地制度の特長がきわだつてみられるし、そこに舊中國社會の特質の一端がうかがわれる。しかも學田という歴史的な土地制度は、宋代(一一世紀)に發生し、元をへて明代においてほぼ整備され、清代において完成をとげてゐる。

ここで清代の學田をとりあげるのは、上述のような見解にもとづくものであり、山東という特定の地域に限定し、主として地方志を材料としてその具体的な姿を追求することとする。^{註5}なほ紙數の關係から本稿では、清代の學田の種別を通じてその一般的な特質を考察することとする。

註

1 土地法大綱第三條(一九四七年)、中華人民共和國土地改革法第三條(一九五〇年)参照。

2 孫曉村氏の概括による、堀江邑一譯編『現代支那の土地問題』一〇七—八頁(昭一三)または太平洋問題調査會編、杉本俊朗譯『中國農村問題』一七頁(昭一五)。

3 天野博士によると、民國以後の學田の特質として錢租という地代形態をとるものが多いことがもう一つの特長としてあげられよう(支那經濟論上卷八九—九八頁)。そしてこの點は、本稿では論じないが、清代においてもやはり云い得ることである。

4 たとえば、乾隆一八年の田土統計によると、七〇八万余頃の民田に對し、學田(後述するが原額學田といわれる官有學田)は一万一、三八六頃で、僅かにその〇・一六%にすぎない

し、またここで取上げる山東省についてみても、學田は民田の〇・〇四%にしかすぎない(乾隆・大清會典)。

5 ここで山東をえらんだのは、山東の地方志は日本にわりた多いという史料上のことのほか、學田が最初に發生したのは宋代山東の兗州であること、また近時の學田の實態調査報告(天野博士の紹介されている)も山東に多いこと等による。同時に清代の社會經濟史の研究は、史料が豊富なため、個人としては史料をある程度限定して整理するより他はない上に、地域研究が必要であるうということである。なほ使用した地方志は、東洋文化研究所・東大圖書館・東洋文庫所蔵を主とし、一部は九大圖書館所蔵のものによつた。また平陰：(嘉慶志卷二)とあるのは、嘉慶・平陰縣志卷二をいい、すべて縣は省略した。

清代の學田について、多くの清朝政府の刊行物その他清代の人のものも、たとえば「凡そ學田は州縣その租を徴しもつて學校の用にまつ」(石渠餘記)というように、その一般的な特長をのべているのにすぎない。これに對して清代の學田には二種の別があることを指摘したのは、清國行政法である。

即ち同書では學田をば官有の土地の一つとし、「學田は各省これを設けざるはなし、佃戸をして耕種せしめ、その租をもつて學校の公費および貧生に贍給するの用に供す。これを學租と稱す。また地方官民の私財を捐し、民田を買入れて學田に充つるものあり、これら私設の學田はその租をもつてまづ正賦を完納し、その餘を學事の費用に充つ」とのべている(第二卷二二七頁)。これをわかり易くいうと、學田には始めから政府所屬の、いわば官設のもの、その後官民の設けた、いわば私設のものとの二種類があること、兩者は同じ學田といつてもそうした由來ないし設立のちがいとにも、前者では小作料収入が學租といわれ、その全額を學事の用に供しえたのに反し、後者では小作料(租)収入のうちから一般民田と同じように賦(錢漕(租稅))をおさめ、その残りが學事の用に供せられたという實質的相違があるというのである。同書のこの二分類は、大体に於て妥當な見解である。ただ同書は私設のもの、とそうでないものという漠然とした云い方をしているが、清代山東の地方志ならびに賦役全書を検討してみると、清國行政法のいう前者(政府所屬のいわば官設の學田)はいつぱんに原額學田といい、後者の私設のものは義學田、義庄學田ないしはただ學田とよばれて前者と區別されている。ところで後者は正しくは康熙・鉅野縣志所載の如く原額學田に對して民糧學田とよばるべきであらう。以下この二つについてそれぞれの性格を検討することとする。

原額學田

いまこれを清朝の租稅台帳ないし收支豫算説明書である賦役全書についてみよう。山東の地方志の附録と

してある州縣の簡明賦役全書、またこれにもとずいて作成された地方志の賦役志では、官設ないし始めから政府所屬の學田は、各州縣の田額をのせたところで、一般民衆の所有地である民田とは區別して原額學田という一項目となつてゐるが、州縣の總額中に算入されている。そして清國行政法が學租といつてゐる學田から徵收する賃賃料ないし小作料收入は、學田租銀ないし學院租銀とよばれ、^{註1}のちには學院錢糧または學租錢糧ともよばれ、^{註2}州縣の財政の中では政府收入のうちの一項目（起運）にくり入れられ、州縣に存留しておくことは許されず、省城の學政衙門（のち學院衙門）に送ることとなつてゐた。（なほこうした取扱いを學田に對してとつたのは、山東をはじめ直隸・江蘇・安徽・江西・福建・浙江・湖南・湖北・四川・雲南の諸省であり、その他の山西・河南・陝西・廣東・廣西・貴州等省では學田をば州縣の財政收入の總額から除外し、民田の賦と相並んで算入することをしなかつた。^{註3}）

この學租の性格はどういうものか。清代の財政收入は、大清會典（嘉慶卷一一、戶部均天下之賦）に規定してゐるやうに、地丁に隨つて民衆から徵收する賦（地賦・丁賦）と役のほかに、地丁に隨わないで徵收する雜賦とがあり、雜賦として課・租・稅・貢があつた。學租ないし學田租銀はもちろんこの租に屬するわけで、光緒・臨朐縣志が原額學田について、「この田は丁あらざるの田の内にして、徵收するところの租は、學使按臨して貧生に振給するの田である」と註記してゐることからもうかがわれる。なほ財政收入という點からいうと、學租は地丁の正賦に對する雜賦に屬することから一種の公的負擔のようにみえる。しかし清代の租と賦の別について台灣私法が力説してゐるやうに、いつばん人民から徵收する公的負擔（租稅）は賦とよばれてゐたのに對し、租はほんらい民衆相互間の私的負擔＝小作料ないし賃賃料をいうのである。清朝は官有財産より生じる收入に對してこの語をあてており、云わば清朝は學田の小作人に對して租を徵收することにより、私人間の小作關係に等しい立場にたつてゐるとみるのが至當であり、租と賦とは區別して考へなければならぬ（一卷・上・一〇四頁）。學租も旗租などと同じくその例であり、このことから原額學田が丁あらざる田＝官田（官有地）

であることが以上のことから明かであろう。この官田の性格は、「物にして官というは、官これを主り、官得てこれを私にするを得ない」という面をもつとともに（嘉慶・禹城縣志卷五官田）それは「據りて恒産となすを得ない」（光緒・臨朐縣志卷六賦役・原額學田）ものであつた。

この原額學田というものの多くは、明末の學田がうけつがれたものである。さきに一言したように、明の學田という土地制度そのものを清朝は入關と同時に「所有合行條例」のなかでうけついでいる（世租賃錄卷九 順治元年十月甲子）。ところで洪武一五年に確立した明の學田は、^{注4}そのうち明末万曆年間土地丈量ならびに税制改革、書院の廢止という措置等によつて「天下の學田は定額に拘わらず皆同書に編入し、その賦役を免んずること民田と等しからず、その歲入租息は貧生に振給するに歲ごとに學政衙門の報銷によつて増減すること例の如し」というように整理されたようである。^{注5}清朝はこの明万曆年間書を基準（原額）として順治一四年賦役全書を作成したのであるから、^{注6}清初の學田（原額學田）は、この明末の學田の額の實存數を再確認するか、この數字にそつて豪強の隱占した學田を查出するかによつて成立したものとみられる。^{注7}このことは清初の地方志によつて清代の原額學田の出自を検討してみると、明かになる。地方志には原額學田の沿革を記すものはそう多くないが、それでも齊東・禹城・新泰・淄川・即墨・掖・濰等縣の原額學田は、いずれも明代のものが殆どそのまま清代にひきつがれたものであり、長清・鄒・館陶・夏津・平陰・樂陵等縣のそれは、明末の學田の殘存したものであることが判明する。

いま二三の例をあげると、康熙・齊東縣志卷二に「原額學田は地一段計中地三〇畝、地一段中地六〇畝あり。學田はもと明嘉靖辛酉の年（四〇年）知縣王朝璽が捐俸して許詔地大畝二九畝五分、張南化地大畝一畝三分、汝棗地大畝九畝（俱に坐落は許家園）を買つたものである。いま（康熙）查出するに官畝九〇畝となり、共に該派銀五兩八分」とある。万曆・汶上縣志卷二に「學田の租數は、巴蜀趙公が學田一頃七九畝をおき、漕流村にあり、教諭余公珊は地一七畝

五分をおく、共に租一九六石五斗を得るといふ」とあるが、康熙・續編汶上縣志卷三に「原額學田地一頃七九畝」とあり、これが万曆の學田をうけついでことは明かである。また平陰では明代に存したが、「日久しく侵没せられ査勘に従うことがなかつたところ、清初順治一年に訓導馬孟道が一頃九〇畝を査出して學道に申報した」といい、それによつて清の原額學田が成立したものとみられる（嘉慶志卷二）。また膠州では明の學田一六頃は、「明亡びて民田に混入していたところ」、清の康熙三二年知州・學正・訓導が籍を按じて査出して原額學田ができた（光緒志卷一八）。また朝城の原額學田は、原地とも七頃二〇畝で國初は荒地のため租が免れられていたが、康熙年間開墾され、二二年には見在納租地五頃二二畝、新墾地一頃七八畝、抛荒地一九畝とその内譯が明かにされた（康熙志卷五）^註。

こうしてみると、清代の原額學田は、税制の整備、開墾の進展に伴い相待つて、順治年間を経て康熙の末年には漸次整備されてきたものと考えられる。一方この既存の學田に對して、新に學田が増置・續置されるようになり、これらのものと區別する意味での原額學田という語も、山東では既に康熙年間には廣く用いられるようになってきた。^註

原額學田は清初上述のように多少浮動していたが、山東省では雍正二年（一七二四）以來原額の名のもとにほぼ固定するに至つた。それは山東全省の學田の總面積である雍正二年の四一八頃と殆ど變らない數字が、乾隆・嘉慶・光緒會典にみえることからわかれる。しかしこうした原額學田の固定というものは、實は臨清直隸州の原額學田について、乾隆の同州志が「いま地は學に歸せず、査攷に従うなく、僅かに虛名を存する」とのべ（卷三）、また武城縣のそれについても、「學租地は年久しく失落し、毎年知縣が租銀四兩五錢二分を代賠している」というような状態を（道光・續武城縣志卷四）、うちに包むものであることを忘れてはならない。つまり原額學田がこのように固定したようにみえるのは、その實質的内容の如何をとわず、賦役全書ないし州縣志の賦役志の上の一つの形式的な地目と化しつつかつたといふ面を物語つているといえよう。

それでももう少しこまかにみるため、試みに濟南府下一府一州一五縣の原額學田をば乾隆山東通志、道光濟南府志・宣統山東通志（それに各州縣志を参照にし）によつて原額學田の動きを検討することとする。それによると、乾隆年間一七府州縣の原額學田の總面積は二九頃四二畝であつたが、道先には三〇頃四一畝、ついで宣統には二五頃三二畝となり、乾隆—道光間には大した變化はないが、道光—宣統間には全体の約六分の一の減少を實質的にはみていることが判明する。そして乾隆—道光間における原額學田の面積の變動は、一七府州縣のうち増三減二州縣であり、さしひいて若干の増加を示しているが、道光—宣統間には一七のうち増三減四であり、減少が増加を上まわつてさしひき減少を來している。そして一七府州縣のうちの一七府縣で變動をみている。この原額學田の面積の變動は、開墾の進捗とが實測のやりなほしもあるが、豪強もしくは民間人に奪われて所在不明となつたものもあつたようである。この濟南府下の州縣の原額學田の検討を通じてみても、會典といつた清朝政府の欽定の文書にのせられている原額學田の面積は、賦役全書において釘付けされたものの數字であり、そのなかには若干の實質的變動のあるものも、そのままそつとして含んでいることを忘れてはならぬ。

このように原額學田がともすると一つの形式的な地目と化するような傾向をもつたのは、實はこの原額學田の取扱い方にも一因があるといわなければならぬ。清代學田はいちおう州縣という地方行政機關の管轄に属していたが、清代地方の學校教育および試験については、各省の省城にもうけられていた學政使（學政衙門）がその任に當つていたから、學田も學政使の監督をうけることとなつてきた。だから儒學と稱せられる府學・州縣學はもとより書院・義學はおのおのその所屬の學田の土地建物の面積、小作料収入額（ならびに私設の學田では税額）とを、生徒の數（學事獎勵金をうける廩生・貧生）と共に學政使のもとに届け出ることとなつてきた。州縣學に屬する學田（原額學田ならびに増置學田）の直接管理は、州縣の學務行政の擔當者である教官（教諭）があたることとなつてきた。とはいへ、その學田から徵收される學租

(小作料收入)は、いちおう學政衙門のもとに送られ、學政使が地方巡視の時に、その地方州縣學の教官から先に届けられている報告によつて優等生(廩生・增廣生)と貧生とにちかに手渡すこととなつていた。^{註10}だから州縣學にとつて原額學田は、その管理はいちおう委ねられるとしても、知縣と學政使の監督をうけ、しかも收益は自由にならず、必らずしも州縣學の運営にそれほど資するところはなかつた。こういう原額學田の運営の不便を免れ、州縣學の運営にとつてより自由にして利用の大を計るため、原額學田とは別に學田が額外に増置されたし、義學田とか贍田といったものが設けられたし(後述)、また書院とそれに屬する學田が生れることとなつたといえよう。

二

義學田 原額學田に對して官民が私においた學田は通常ただ學田とよばれているが、義庄學田、義學田、膏火地ともよばれた。これらの學田は、その所屬—管理使用收益する對象の別から、府州縣學・書院・義學の學田に大別される。これらのうち、まず最初には儒學と稱される官學の府州縣學の原額學田の不足を補うため、康熙年間にその運営に資する學田が増置された。ところがいつて雍正一一年書院が公認されて政府の獎勵をうけてより後、この私立學校は次第に府州縣學の機能を代行し、これにとつて代つて發達することとなり、清代中葉以後この書院のための學田が多く設けられるに至つた。また一方いつばん民衆の教化を目的とする學校は、國初明代の社學をうけついでが、^{註11}康熙中より義學がおこり、これが府州縣城という都市はもちろんのこと、それ以外の鄉村にも漸次普及するに至り、また義學のための學田が各地におかれるに至つた。次にこれらについて若干の説明を加えておく。

(イ) 府州縣學の學田、原額學田のほか府州縣學のため、康熙年間知縣・紳士・學正等によつて民田が學田として捐置されたことは、禹城・齊東・荷澤・即墨の諸府縣學の例にみられる。たとえば齊東では「原額學田九〇畝のほか、民田二

頃有余が康熙年間捐置され、義庄學田といわれたし」(光緒志卷二)、荷澤でも「康熙年間曹州の學正が自ら開墾した荒田四頃余も學宮に捐入し、歲ごとに田租を收め、公賦を納めるのを除いて、その餘は悉く學宮の修補の費に備えた」(光緒志卷五)。また平原では「徐公祠の祀田五八畝が儒學に入り、儒學がその地糧を徵收し」(乾隆志卷四)、單縣では、康熙年間「多く據占されていた明末の會田(士子の會課盤餐の費に供する)一三頃有余を查出し、これを縣學に歸している」ように(乾隆志卷三)、祀田とか清代になつて查出した地を府州縣學の學田に編入している例がある。そしてこの増置學田は、たとえば長清では「原額學田一三四畝のほか二頃余の學田があつたが、道光年間にはその所屬と小作料收入である租が、縣儒學の教諭學田・訓導學田と貧士學田の三つに分定され」(道光志卷七)、また鉅野でも「原額學田二頃六二畝のほか民糧學田地一頃五〇畝は康熙年間既に存したが、道光年間あわせて四頃の學田は、縣儒學の正學と副學におのおの一頃七五畝づつ分けられ、兩學の輻夫八名が耕作し、のこりの四〇畝は門斗が耕作している」ように(康熙志卷五、道光志卷七)、州縣學の管理と使用收益に委ねられていた。

(四) 書院の學田、かつて台灣私法は州縣學に屬する學田を儒學田、書院に屬するものを書院田と稱して兩者を劃分した(第一卷下二八四、三〇一頁)。しかし清代山東において、たとえば乾隆・曹州府志が曹縣「儒學田」、乾隆・高苑縣志が長樂書院の學田を「書田」とごくまれによんでいることがあつても、台灣私法のように兩者を劃分するため、一方を儒學田、他方を書院田というような呼稱が廣く行われていたようにはみえない。そして書院所屬の土地は、ただ「書院の地畝」(陵縣三泉書院)といつてゐることもあるが、また「書院義田」(德平の白麟書院)、「書院膏火地」(武城の弦歌書院)「贍田」(泰安の徐公書院)、「贍士田」(掖縣の北海書院)などとよばれ、州縣學の原額學田もしくは増置學田といちおう區別してゐるようになれる。しかしつばんにはやはり書院の地畝も學田と稱されていた。ここで注目しなくてはならぬのは、武城の弦歌書院の膏火地が義學のそれと共に、義學田という名稱の下に統轄されてゐることであり、義學田とい

う語が原額學田に對するもののように考えられる。

書院・義學は省城の學政および州縣の監督はうけたが、たとえそれが官からの援助をうけて設立されたとしても、その實際の運営はいちおう府州縣ないし官吏からは切離されていた。そして書院の義學田はもちろんその他の財産と共に書院で管理使用収益していた。書院ではその設立に當つた者並に公正な紳士數人が司事・首事・經管などに選ばれ、共同で學田ばかりでなく書院全般の運營管理の任に當り、そのうち一名或は二、三名のものが一年交替で全責任者となつてゐるところもある。たとえ乾隆年間臨清の清源書院の管理者は首事といわれ、當初は六人の紳士であつたが、のち二人となつた。同治年間陵縣の三泉書院では、數人の司事が書院の管理の責任者となり、建物の保管、學田の小作料の徴收管理、基金の管理、書院附屬の義學の經費の監査等に當り、年末には一カ年の收支決算を講堂に公表することとなつてゐた(三泉書院章程)。このように書院の學田の管理と使用収益は、これらの監生・武生・生員といつた肩書をもつ郷紳の手に委ねられ、州縣の胥吏がこれに干渉するのを多くの場合は禁じてゐた。

(ハ) 義學の學田、なほ義學に所屬し管理使用収益してゐる土地についても、ほほ書院のそれと同じであり、「義學の田地」とか「學地」といわれているがまた樂陵の南關にある青雲義學では「義學田七〇畝をおく」(乾隆志卷三)、歷城の老屯莊の義學では「義塾瞻養田一八畝をおく」(濟南府志)、武城の義學では「半壁屯義學膏火地二三畝」というようにすべて義學膏火地とよばれてゐる(道光續志卷四)。そしてこれも民田と區別する意味でやはり學田と通稱されてゐた。義學の學田の管理も書院と似たりよつたりであり、設立に參與したもののうち數名が司事・董事となつて義學一般の運營に當つたが、その人達も監生とか增廣生或は候補縣丞といつた肩書をもつ紳士もしくは郷耆といわれる人々であつた。そのことは雍正年代臨清の胡官屯八里義學、道光年間恩縣蘇留莊義學、泰安の禮泉義學、同治年間陵縣鴉虎寨義學の事例によつて知られる。

このように書院・義學の學田の管理と使用収益が、いさおう民間の人達の手に委ねられていたことは、原額學田もしくは州縣學の増置學田と相違する點である。

種別による學田面積　ところで清代山東において右のような學田はどれ位存したのであろうか。いま乾隆年代において濟南府一六州縣、泰安府六州縣、兗州府七州縣、東昌府九州縣、合計三八州縣における學田の分布を地方志によつて檢出し、これを府州縣學・書院・義學に所屬するものに分け、原額學田と對比すると次表の如くなる。(數は箇數、面積單位は畝)。

種別	濟南府		泰安府		兗州府		東昌府		合計	
	數	面積	數	面積	數	面積	數	面積	數	面積
(一) 原額學田	一六	二、八四五	六	一、一八三	六	一、七七六	九	一、二五四	三七	七、〇五六
州縣學田	五	一、六〇五	—	—	一	一九三	—	三二六	七	二、一二四
書院學田	五	七五〇	四	三二〇	四	二五五	三	一、〇〇九	一六	六、三三四
義學學田	八	四六一	三	一〇九	三	一四〇	一六	二、二〇三	三〇	二、九一三
小計	一八	二、八一六	七	四二九	八	四、五八八	二〇	三、五三八	五三	一一、三七一

右表によつて乾隆年代清代山東の西部地方において、州縣學・書院・義學のためにおかれた學田が原額學田の約一倍半となる。このことから、少くとも清代山東では原額學田の數にほぼ等しいか、それ以上の私設學田が存したであろうことが推測されよう。書院・義學の學田をあわせたものが、府州縣學のための原額學田と増置學田の和にほぼ等しいことから、清代における私立學校の成長がうかがわれるし、書院の學田が州縣學のための増置學田に比して遙かに上廻つてゐるし、一書院當り學田面積が州縣學のそれよりも多いことから、清代書院の隆盛が裏付けられよう。なほ一學校當りの學田

の平均面積は、右表では州縣學が二・二・五頃、書院が約四頃、義學が約一頃となる。

義學田の出自 上述したように州縣學の増置學田・書院義學の學田は、義田、義學田、贍田、贍士田、贍養田、膏火地とも稱せられていた。これは何故であらうか、またそれらの土地は、官地である原額學田と比較してどのような特色をもつものであるのかが次の課題である。この問題を考察するために、まずこれらの義學田が果してどのような土地からできているのか、その出自を検討することから始めよう。

府州縣學の續置學田の出自にはさきにふれたこともあるので、ここでは書院・義學の學田の出自をば検討するが、紙數の關係から幾多の具体的な事例を省略して結論のみに止める。これらの義學田は

(一) 民田の寄捐によるもの——これには (i) 官民が金を寄附し、その金で民田を買入れて學田としたものと、(ii) 土地そのものを學田として寄附したものとがある。

(二) 寺廟田などの提供によるもの——これには (i) 寺廟祠田を直接書院・義學の管理に歸し、その使用収益をこれに委ねたものと、(ii) その収益(小作料收入)のみを書院・義學の費用にあてるものとがあつた。そして義學は、寺廟庵宮などに設けられることが多かつたから、自然その時にこれらの土地が義學の財源(學田)として提供されたのである。^{註17}

(三) 官地より編入されたもの——清代山東の州縣で官地とされたものには、衛地や馬場・牧廠地のほか社學地・社倉地・義倉地・義學地・義田地・孤魂壇・濼地等があるが(嘉慶・長山縣志卷三田賦附官地)、なほ荒地や水荒地・水草地とか塩分の多い土地のように耕作者がなく放致されていた無主の土地があつた。こうした土地も人口がふえて耕作地がたらなくなると、次第に開墾されるようになり、將來良田となる可能性を考えて無主のこの種の土地も學田に挿入(編入)された。これは義學よりも書院に多かつた。^{註18}

(四) 入官地をもつてあてたもの——清代民衆がもつている民田の届出を怠つたり、偽つて申告をしたり、未耕地を開墾して官へ申告しなかつたりすると、その土地は官に没收されたほか、土地所有の歸屬を訴訟して容易に決着がつかなかつたものも官に没收されたことがある。これらの土地は欺隠地とか查出地・逃匿地と地方志はいつている。また農民の家が死に絶えてしまつて残つた土地||戸絶田||絶産や、農民が逃散して残された土地||逃荒地や叛亂に加つた民の所有していた土地||叛逆地も官に没收されて入官地(官有地)とする規定であつた(大清律例卷九戸律田宅、戸部則例卷八稽查欺隱)。これらの入官地を學田に編入したのは、書院の場合に多い。^{#19}

試みに泰安・東昌・兗州三府の書院・義學の學田について、(年代を限定しないで清代)その由來のわかるものを地方志によつて數量的にみよう。書院の學田は泰安・肥城・東阿(泰安府)、臨清・恩縣(東昌)、濟寧・壽張・魚台(兗州)の八州縣一〇書院についてであり、義學のそれは泰安・肥城(泰安)、臨清・館陶・夏津・邱・高唐(東昌)、壽張(兗州)の八州縣二二義學についてであり、その結果は次表の如くなる(單位畝)。

	面積	書院 (10)	義學 (22)
		%	%
寄 捐	四六五・七	八・八	一、二九三・六
寺 廟	四〇〇・〇	七・五	一九八・〇
官 地	四、二九六・二	八〇・八	—
入 官 地	一一六・二	二・二	三六・〇
不 明	三九・二	〇・七	二一四・〇
計	五、三一七・三	一〇〇・〇	一、七四一・六

右表にはただ學田何畝とだけあつてその出目の明かでない義學の學田を含むため、不完全なものである。併しそれにしてこの三府下において、書院の學田には官地より編入されたものが案外に多いこと、これに反して義學の學田は民田の寄捐によるもののほか、寺廟田などの編入されたものがわりに多いことが推測されよう。そしてこのように書院の學田に多くの官地が編入されているのは、書院が州縣學の機能を代行するに至つたことと相表裏し、書院はいちおう私立の學校といつても、非常に官と密接な關係にあつたことを示しているといえよう。また義學が寺廟祠堂などの施設を利用して成立するものが多かつたことのうちに、信仰よりは一般民衆の教化ないし現實に讀み書きを修得するということに漸次重きがおかれてきた時代の動きを感じさせるのである。

それはさておいて、書院・義學の學田というものは、あくまでも「延師の束修及び生徒の膏火」「學舎の修葺」など「學校の用」に供するという目的で設置もしくは編入されたものであり、ほんらいの土地所有の形態からいうと、官田・寺廟田・民田などからできていたことが明かとなつた。そうすると、一体民田が書院・義學もしくは府州縣學に寄捐されて學田となるということは、どういう具体的な内容をもたらずのか、本來の民田という性質は學田に編入されることによつて、なんら變化をこうむらないですむのかどうか、これが最後に考察しなくてはならない課題である。

三

さて清代において官立、官設のものに對して、民間有志が個人もしくは共同で廣く大衆のためにつくつた施設をば、義學(地)・義渡・義集・義田・義塚・義井・義阡というように義という語であらわすのが慣例のようである。齊東縣において康熙年間知縣餘爲霖が原額學田を補うために私設した學田をば、義庄學田と稱し、武城の弦歌書院の膏火地をば「各義學田」と總轄しているのは、そうした慣例に従つたものといえよう。だから政府所屬の原額學田に對して民衆のつくつ

たものを義學田とよぶのが、これに對應する性格をあらわすものといえよう。

この義學田は原額學田である官田と對比してどのような性格をもつか。まずこれを政府の取扱い方から検討する。ここではかつて民田であつて書院、義學の學田となつたものを主對象とする。この種の學田について、地方志はこれを食貨志或は田賦、賦役志の項でのべず、だいたい學校志の中の書院義學の項でのべている。そのことは原額學田が官田として田賦、賦役志の項で取扱われているのに對し、それが民田として取扱われ、租稅台帳の上では民田として賦_レ錢漕が徴收されたことを意味する。例えば齊東の義莊學田の小作料收入について、「その入るところ錢糧漕米を除く外、餘は義學のものである」。淄川の般陽書院の學田についても、「官稅を納めるのを除いて、租價は每畝制錢五百文」（乾隆志卷二）、冠縣の本城義學の義學地についても、康熙年間「歲收の入るところをもつて修脯薪水の需に供し、その納むべき賦稅は」（道光志卷四）などと云つてゐることによつて明かである。ところが、たとえば長山の周村義學について、乾隆年代「糧賦は官が捐輸する」（嘉慶志卷一三碑記）、また上述冠縣の義學地について、「その納むべき賦稅は、悉く捐俸代輸する」とい、陵縣の鴉虎寨義學も居仁鄉趙王寺義學、三泉書院の學田ともに、いずれも「錢漕はみな官が捐して征せず」、武城の書院膏火地についても「書院の地畝は錢漕を完うすべきも、毎年縣捐によつて辦する」と規定してゐるように、賦_レ錢糧漕米が官捐として實際徴收されなかつたこともある。このように賦が納付されるか、あくまでも賦を納付する立て前であつたところに、義學田が學租のみを出す原額學田（官田）と相違する點（民田としての面）がある一方、このたて前で實際には貫かれていない場合もあるところに、民田と異なる面（官田化への）があるといわなければならないであろう。こうみてくると、義學田というものの性格は、大變あいまいなものとなつてくる。

ここで考えなければならぬことは、濟寧の舊任城書院の乾隆年間の學田をのべたことのうちで「查勘するに、祭膳膏火等の地は均しく義田に屬し、みな科を升ぼすを免んず」とい、徳平において乾隆年間敬業書院の財源となつた義學田

が、のち同治年間には白麟書院の書院義田と稱してゐるようになり（嘉慶志光緒志卷二）、學田をば義田として取扱つてゐることがある。そして大清律例統纂集成卷九盜賣田宅の條には「義田を捐置すれば、奏して明かに縣志に載入して案を存す乾隆一八年」とあり、詳しくは大清高宗實錄卷四三七、同年四月丁未の條に「建寧縣在籍知州徐時作は、祀田五項七二畝學田一〇畝を捐したから、清例に循つて案をたてると共に、縣志に載入することとしたいと福建巡撫陳宏謀が奏した。この上奏を審議した結果、徐時作が義田を捐置したことは、雍正一〇年内閣學士張照、雍正十一年直督李衛の捐田立案の例と相符（合）するから申請どおり許可する」とある。^{註加}ここで學田は祀田と共に義田として取扱われ、縣志に載入することが定められてゐる。そこで地方志に學田の面積、小作料額が詳細に記載されてゐるのは、このような慣例にもとづくものであろうと推定される。つまり地方志に學田が記載されることは、その土地が學事という特定の目的に使用され、特定の書院・義學もしくは州縣學という機關に所屬することを官廳が認めた證明ともいふべきであり、この登録ないし登記によつて豪強の私占からこれを守り、係争の際にはいぢおう法律的に他と對抗しうる根據ともなつたのである。そのことは、陵縣の鴉虎寨義學で「同治一二年春、相隣する天齋廟の司事と土地を係争した際、知事が縣志を檢査し輿論をとり公平に裁決した」ことからもうかがわれる（光緒志卷一七、重修鴉虎寨義學並清文地畝記）。このように原額學田以外、清代になつて官民が設けた學田は、少くとも本稿でとりあつてゐる地方志に記載されてゐるものにあつては、義田としての性格をもつていたとみることができよう。以下で義學田といふのは、「義田としての學田」という意味を含蓄して用ゐることとする。

さてこの義學田の特質はどこにあるのだろうか。いうまでもなく民田の基本的性格は、大清會典の「民間の恒産にしてその賣買を許されたものを民田とする」という規定にみられるところであるが、官田である原額學田は、この逆に賣買を許されないことが特質であることは上述したところである。義田について大清律例は「これを盜賣盜耕したものは、官田

盜賣律に準じて罰する」と規定している。ところで官田の盜賣は民田のそれよりも二等重い刑がかせられている。この點から義田は民田とはちがつた取扱いをうけているのであり、官田ではないがこれに準じるところにその特質が存するようみられる。なお義學田について直接これを制扼する規定はみあたらないが、學田と共に義田とされている寺廟祠田について、「もと官に報じて冊にいられた齋田は、私にあい售賣するを許さず、違ふ者は罪に治す」と規定していることが（戸部則例卷一〇田賦、寺院莊田）、實は「官田盜賣律に準じて罰せられる」ことの根據となるものである。

義學田については、それを設置したとき「呈充して永く學田とする」「永遠歸公」とかのべる一方、書院、義學が自ら定めた管理規定などで「私に自ら過割して己が田としたり」、「豪強兼併の徒が侵蝕したり」する「盜賣侵佔の各情弊をふせぐ」ことを戒しめとしてゐることのうちに、實は義學田は民田のように私に自由買賣するのを許さないことを前提としてゐることががわかれる。さらに鉦野縣で康熙二十二年（一六八二年）義學のために設けられた二段の義學田は、乾隆一八年（一七五三年）義學が隣用書院と改名されると共にその學田となつていたが、のち書院が廢絶し、道光の頃には（一八四四年）その學田は「暫らく内學（儒學）に歸して分收するに至つた」ことから、特定の義學・書院のために設けられた義學田は、たとえその義學・書院が廢止せられても、ひとたび學田に編入された以上は、依然として義學田としてとどまつて存續することが明かに知られる（康熙志卷五、光緒志卷七）。このような特質を義學田が備えていたから次のようなことが可能となる。即ち「館陶の青陽城村の義學地三六畝は、順治五年（一六四八年）以來村中の子弟を教える義學の財源となつていたが、その後盜まれて所在不明となり、義學もなくなつた。ところが數十年を経て雍正の頃（一七二三―一七三五年）知縣趙公が審斷して贖回し、もどおり義學をおこし、その財源とした」し（光緒志卷七）、また「冠縣の本城義學の義學地二頃二一畝は康熙二十七年（一六八八年）おかれ、義學の塾師が領種してより後、官がまた稽查することなく、義學も廢止されたままになつていたが、道光七年（一八二七年）その舊地を查出して土地の筆數、面積、所在を再

確認する一方、これをもととして義學を再建している。この查出は「舊師および各佃戸をして地畝一〇段の數目を呈出させる」ことによつた結果、「坐落はすでに舊境に非ずと雖も、今すなわち地歩段落科歩を出して後に開列する」に至つてゐる（道光志卷四）。この二事例を通じてみられるように、ひとたび學田となつたものは、たとえ數十年たつても、官がこれを查出し、坐落は異つても換え地を出させてまでも、學田を贖回することができたのである。このようにもと民田であつて特定の書院・義學という機關に寄附されていぢおうその所屬となつた學田は、それらの機關が廢絶した場合にもなお同じ學事に當る系統の機關にひきつがれ、依然として存続したし、又たとえその所在が一時不明になつても、どこまでも查出、贖回しうるものであつたことは、民田のように自由に賣買を許さなかつたことを如實に示し、その點からも官田に準ずる義田としての性格を備えていたといえる。

なお學田は、あくまでも學事の用に供するという特定の目的を完遂するために設けられ、經營維持されていたのであるから、その目的遂行のための必要上から、官の許可を得て學田をば變價し賣却して金にかえることも、恐らくは特別の場合には許されていたようである。たとえば樂安の順治五年邑人孫三錫が捐置した額外の學田（膳田とよばれる）大地一、〇〇〇畝のうち五〇〇畝は壽光縣にあつたため、康熙年間壽光の地を價賣して樂安縣白家社の大地一四〇畝を移買している（雍正志卷七）。長清の城内將軍廟義學の學田は、西倉辛店寺の寺地八〇畝を乾隆四年撥してあてたものであるが、乾隆中葉この耕地が侵占される恐れがあるところから、知縣がこれを賣つて銀二〇〇兩にかえ、この銀を典商に交付し、その年利を義學の經營費にあてた（道光志卷八）^{註21}。

む す び

清代山東の學田は、明代の學田を大體においてうけついで原額學田と、清代になつて官民が設けた義學田とにわかれ

る。前者は官田であつて官立學校である府州縣學に所屬しその運営に資するものであり、後者にはこの原額學田の不足を補うため増置されたもののほか、私立學校である書院、義學の經營のためにおかれたものがある。そして乾隆年代山東の西部地方三八州縣についてみると、義學田は原額學田の約一倍半に上り、書院、義學の學田は、府州縣學の學田とほぼ等しい額にまで達し、清代中葉における私立學校の成長がこれによつても裏付けられる。

次に義學田がどういふ特質をもつかを、その出自から検討した結果、それは民田を寄附したものの、官地より編入したものの、寺廟田より編入されるもの、入官地をあてたものの四つに分れ、書院の學田は案外官地より編入されたものが多く、義學の學田には寺廟田より編入されたものが割合に多いことが判明した。ところで民田が學田となることによつていかなる性格を附與させるかという点、少くとも地方志に登録された書院、義學、府州縣學の學田は、たとえ民田と同様に正規の租税を納めていても、それは學事の用に供するという目的達成のため、自由に賣買することは許されず、官田に準ずる義田としての性格をもつものであるとの結論に到達した。實に義學田というのは、そうした意味を含蓄するものなのであつた。

註

- 1 乾隆・平原縣志卷四、乾隆・臨淄直隸州志卷四學校。
- 2 學院鎮糧は同治・臨邑縣志卷三食貨志 田賦の條 その他諸縣に多いが、學租錢糧とあるのは、光緒・東平州志卷一・田賦。
- 3 嘉慶・大清會典卷一一戶部 田地之別。
- 4 皇明實錄 太祖・洪武一五年四月丙戌。
- 5 乾隆・山東通志卷一四では、「天下の學田……如し」の紀事をば、明神宗万曆六年の詔とし、道光・長清縣志卷七、及び

同・東平州志卷七もこれに従つてゐる。ただし明實錄にはこの紀事はみえない。しかも万曆・汶上縣志卷四、乾隆・夏津縣志卷四によると、土地の丈量はとも万曆九年となつてゐる。その間万曆七年には書院の廢止が行われてゐる。或はこの紀事は清初のことをさすのではないかという疑いも生ずるが、ただし万曆・安丘縣志卷八賦役・田土の項で學地をのせ乾隆・夏津縣志に於ても、万曆九年平糧丈出地……併入學田六九畝とあること、また清代の賦役全書が明万曆年刊書を原額ニ基準としてゐること等からして、やはり明末万曆年間に

清代山東の學田

行われたのであろうと推測している。

大清世祖實錄 順治一十四年十月丙子。

この過程は順治元年・七年・十四年の學田に關する法規によつてもうかがわれる。皇朝政典類纂卷一五田賦 官田のうち

の學田參照。

こうした反面明代の學田が清初にわからなくなつたところもある、例えば肥城・泰安などである（嘉慶・肥城縣志卷五學校の學田、道光・泰安縣志卷六學校志）。

明代において清代の原額學田と同じような意味で原額という語が用いられていたかどうかはまだはつきりしない。清代の地方志のなかで明の學田を溯つて記述したもののうちで、たとえば「洪武一五年額設學田」（乾隆・掖縣志及び濰縣志）、「明學田原額」（道光・泰安縣志）というように表現している。しかしこの用法は清代のことから明代のことをおし測つて使つたものともみられる。また長清縣の如く元代におかれた學田一頃三四畝が明をへて清代の原額學田とされ、明末萬曆二二年におかれた二頃四一畝はそのまま清代にひきつがれたが、原額學田と區別されているような場合もある（道光・長清縣志卷七）。このことから明代でも、明初におかれたものとの後に増置されたものとを區別するため、前者を額設とすることが行われたかもしれないが、これはなほ今後究明しなくてはならない課題の一つとして残されている。

嘉慶・大清會典卷一七制天下之經費のうち歲出の款の七厘膳之款、卷二五禮部の學政、卷二六 書院義學等の條參照。

清初社學が存し、また設立したことは、乾隆・山東通志卷一

四、同・兗州府志卷一四、同・曹州府志卷八、同・夏津縣志卷三によつて知られる。

義學が廣く天下に設けられるに至つたのは、康熙五十七年であるとされているが、地方志によると、これより前に既に義學が存する。

披縣でも康熙年間學田三三頃を查出している（乾隆志卷二）。光緒・德平縣志卷二、道光・武城續志卷四、道光・泰安縣志卷六、乾隆・掖縣志卷二。

東平州の龍山書院條規十カ條によると、ここでは經管といわれている（道光・東平州志卷八）。なほ書院義學では、管理責任者と實際の生徒の授業にあたる山長・掌教・塾師・主講・教師といわれる教育者が、わかれているのが普通である。

濟南府下の州縣は全部、泰安府では泰安・肥城・新泰・東平州・東阿・平陰の六州縣、兗州府では滋陽・鄒・金鄉・魚台・壽張・嶧。濟寧州の七州縣（ただし壽張縣は原額學田を欠く）、東昌府では聊城・茌平・館陶・恩縣・高唐州。臨清・武城・夏津・邱の九州縣であり、何れも府志・州志・縣志の記載による。原額學田の數も、乾隆・山東通志の記載そのままによらず、州縣志によつて訂正したものもある。

金郷の漁山書院、黃縣の七郷書院、陵縣趙天寺義學、恩縣岳覺寺義學、長清の城府將軍廟義學、禹城の邢家廟義學、壽張の文昌宮義學、南門義學、臨清的城南茶庵僧舍義學等その例多し。

滋陽の少陵書院、德平の甘露書院、新城の崔公書院、魚台の

の東津書院、長清の五峯書院等。

19

救隠地を學田としたものに夏津の城内義學、界首地をしたものに長清の石麟書院、壽張の壽良書院の學田には竹口鎮の叛逆地が含まれている。

20

雍正一〇年張照、一一年李衛の捐田立案のことは、大清實錄並に雍正硃批諭旨にみえない。

21

明代の例として田澄寺の入官地は學田となつた後、知州がこ

れを変價して尊經閣をたてた（光緒志卷五 荷澤府縣學田舊志）。（昭二二・四・五稿、昭三〇・一・二〇改稿）

本論文は文部省科學研究費の交付による研究報告の一部である。なほ本稿と關連ある「清代山東の書院と典當業」、
「清代學田の小作」は、不日他誌上に公表される予定である。

The *Hsüeh-tien* 學田 of *Shan-tung* 山東 during *Ch'ing* Dynasty

by J. Nakamura

The *hsüeh-tien* (school land) is the land for the religious services of *Confucius* 孔子 and the management of schools. It came, in Chin, into existence in *Sung* 宗 dynasty (A. D. 1023), passed through *Yüan* 元 and *Ming* 明 dynasty, and was inherited by *Ch'ing* dynasty. This historical land-system, belonging to the school-system, was nearly completed during *Ch'ing* dynasty.

I tried, in this article, to find out the characters of this *hsüeh-tien* of *Ch'ing* dynasty by restricting the research to the region of *Shang-tung* and by utilizing the local records. The *hsüeh-tien* in *Shang-tung* of *Ch'ing* dynasty is divided into the *yüanê-hsüeh-tien* 原額學田 (school lands belonging to the government) and the *i-hsüeh-tien* 義學田. The former was inherited from the *Ming's*, and was for the government schools, and the private schools, namely *Shu-yüan* 書院 and *I-hsüeh* 義學. The *hsüeh-tiens* which were established by officials and people during *Ch'ien Lung* 乾隆 (1736 to 1795), attained one and half times area of the official *yüanê-hsüeh-tien*. The area of *hsüeh-tien* for *Shu-yüan* and *I-hsüeh* became nearly equal to the area of *hsüeh-tien* belonging to the government schools (according to the statistics of 38 prefectures in the western *Shang tung*). From these facts, we can see that the private schools developed considerably during this period. The *hsüeh-tiens*, which were established privately by officials and people, consisted of such lands as (a) contributed from the *min-tien* 民田 (privately owned land), (b) transferred from the *ssü-miao-tien* 寺廟田 (temple and ancestral land), (c) from *kuan-tien* 官地 (government land), and (d) from *ju-kuan-tien* 入官地 (the land confiscated by government). The special qualities of those lands are to be

seen in the characters as *i-tien* 義田, which as in case of *kuan-tien*, was not permitted to sell and buy. Accordingly, this should be called *i-hsüeh-tien*.